

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

〈説明〉

消費税率10%への引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障経費の財源とし、その充当について予算の説明資料等においてあきらかにすることとされましたので、以下のとおり明示します。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 21,000千円

（歳出）

社会保障施策に要する経費 375,745千円

（単位：千円）

事業等	令和8年度 当初予算 計上額	事業費					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税収 （社会保障財源化分）	その他	
社会福祉費	社会福祉事業	33,727	6,017		12,538	1,264	13,908
	障害者福祉事業	32,236	21,924			859	9,453
	高齢者福祉事業	48,139	3,285	15,000	1	2,486	27,367
	児童福祉事業	88,775	31,872		2,756	4,511	49,636
	母子福祉事業	2,261	1,865		75	27	294
	小計	205,138	64,963	15,000	15,370	9,147	100,658
社会保険費	介護保険事業	27,350	600			2,229	24,521
	国民健康保険事業	76,168	21,597			4,547	50,024
	後期高齢者医療事業	31,393	3,742			2,304	25,347
	小計	134,911	25,939	0	0	9,080	99,892
保健衛生費	健康増進対策事業	4,434	223			351	3,860
	疾病対策事業	19,015	75			1,578	17,362
	母子保健事業	12,247	2,119			844	9,284
	小計	35,696	2,417	0	0	2,773	30,506
合計	375,745	93,319	15,000	15,370	21,000	231,056	

※1 事業費は、事務費及び人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）を除外しています。